

村有林経営と行政村

——日露戦時・戦後における岐阜県恵那郡蛭川村の事例を対象に——

宇佐見 正 史

はじめに

1. 蛭川村の地域概況
 - 1) 蛭川村の成立
 - 2) 蛭川村の経済構造
 2. 村有林の形成
 - 1) 歴史的な前提——平山（惣山）から共有林へ——
 - 2) 民有山林保護法規約・山林保護規則の制定
 - 3) 蛭川村有山林保護取締規定の制定
 3. 村有林の造林・経営計画
 - 1) 蛭川村造林条例の制定
 - 2) 造林・経営計画の策定
 4. 村有林の経営と収益
 - 1) 造林・植栽の動向
 - 2) 造林費と収入
 - 3) 収益の動向
 5. 村有林経営と行政村の財政
 - 1) 基本財産の蓄積
 - 2) 財政収支の特徴
- おわりに

はじめに

本稿の課題は、1900年代後半から10年代にかけての時期、すなわち日露戦時～戦後における岐阜県恵那郡蛭川村（現中津川市）を分析対象地とし、村

有林経営の形成・展開過程の検討を通じて、村有林の経営と行政村との関連を明らかにすることである。

従来、当該期の林野問題に関しては、日露戦後の地方改良運動の一環であった部落有林野統一問題、すなわち部落有林野の行政町村への統一政策と、それが地方行財政に惹起した諸問題に焦点が合わされ、歴史学・政治学・法学・財政学・農業経済学などの分野から多様な研究が進められてきた。しかし、統一の過程を経て形成された村有林の存在が、行政町村にとっていかなる意味を持っていたのか、あるいは、村有林経営が町村の行財政運営にどのように構造的に定置されたのか、といった点については、十分に解明されてきたとはいえない。

例えば、長野県埴科郡五加村を分析対象とした大石嘉一郎・西田美昭編『近代日本の行政村』（日本経済評論社、1991年）は、林野の資産的価値の増大を前提として、部落有林野の統一は営利的な林野経営への誘導によって進化した、という留意すべき論点を指摘したが、実現された部落有林野統一は部落間の権益の対立と割拠性を持続させる条件形成の一つとなったとして、村有林経営それ自体の検討は閑却されている¹⁾。

それに対して、秋田県由利郡西目村を分析対象地とした大鎌邦雄『行政村の執行体制と集落』（日本経済評論社、1994年）は、部落有林野の統一過程にとどまらず、その後の村有林経営を1920年代までを視野に入れて検討した点で注目されるが、その経営は安定的収益をもたらすまでにはほど遠く、行政村の財政へプラスの効果を及ぼすものではなかったと、村有林の経営的な限界が強調されている²⁾。

本稿が対象とする蛭川村は、この西目村とは対照的に村有林の経営の成功し、村治全般にわたる「模範村」として著名な行政村であり、冒頭で述べた課題の追究に好個の対象であるといえる。従って、本稿の課題をより具体的に換言すれば、「模範村」蛭川村の存立の経済的基礎を村有林経営に焦点を合わせて明らかにすることにより、「模範村」としての農村統合上の特質を

検出することになる³⁾。

また、分析対象期を1900年代後半～10年代としたのは、1905年に始まる村有林経営が23年に第1期の施業案を完了するため、蛭川村の村有林経営が軌道に乗る当該期間こそが、「模範村」成立にとってキーポイントになると考えたからである。

1. 蛭川村の地域概況

1) 蛭川村の成立

本章では、明治維新から町村制施行を経て単独村としての蛭川村成立（1897年）に至る過程と、本村の経済概況について、行論に必要な限りで概観しておく。

近世において苗木藩の治下にあった蛭川村は、廃藩置県によって1871年7月に苗木県に、同年11月に岐阜県に属することになった。そして、1872年の大区小区制の採用により、翌73年4月には県下が12大区175小区に分けられることになった。蛭川村は、中野方村・毛呂窪村・姫栗村・高山村とともに第12大区第10小区に属することになり、この制度は1879年まで続いた。

その後、1878年7月の府県会規則・地方税規則・郡区町村編制法、いわゆる三新法の制定により、岐阜県では翌79年2月をもって大区小区制が廃止され、郡町村の旧名が独立することになる。こうして、岐阜県恵那郡蛭川村が単独村として成立したのであった。

政府は、郡区町村編制法によって国の行政末端区域とされた町村の面積・人口などの格差を是正するため、1884年5月に区町村会法を改正し、区域の連合が可能になるようにした。この措置に基づき、恵那郡では21役場63

町村が置かれることになり、1884年10月に蛭川村・中野方村・毛呂窪村・姫栗村・高山村の5か村連合役場が設置され、連合村会が結成された。

さて、1888年4月に公布された町村制の施行に際しては、町村の規模・人口・資力などの均衡をはかるため、町村の分合が行われた。蛭川村に対しても県から合併の諮問があったが、同村は単独の行政村として存続することを希望し、それを実現させた。単独村としての存続を求めた理由は、古くから単独で苗木藩領であったことと、三方が山地に囲まれて一つの盆地にかたまり、南方は木曾川を隔てた他領であったことなどである。こうして、蛭川村は単独村として残ったが、毛呂窪村・姫栗村とともに組合村を構成することとなった。そして、5か村連合役場は廃止され、1889年8月に三か村組合役場が発足し、蛭川村から正副組合長が選出された。

その後、1897年に毛呂窪村・姫栗村が河合村と合併して笠置村が成立したことにより、蛭川村は完全な単独村として誕生したのである⁴⁾。

2) 蛭川村の経済構造

ここでは、本稿が分析対象とする1900～10年代の蛭川村の経済構造について瞥見しておく。本村は、岐阜県の東南、恵那郡の西北部に位置し、東は恵那郡福岡村、北は加茂郡黒川村に、西は加茂郡蘇原村・恵那郡中野方村・笠置村に、南は木曾川を隔てて恵那郡大井町に接している。本村の東・北・西には二ツ森山脈の支脈が走り、それが隣接する村との村境を形成して本村を三方から囲む形となっている。

こうした地勢的条件により、蛭川村の土地の約9割は林野でしめられ、耕地は1割にも満たない(表1)。1914年度時点の戸数は493戸であり、その職業別内訳は農業403戸・商業34戸・工業32戸・その他24戸と⁵⁾、農業が全体の約8割をしめている。さらに、職業を本業・副業別に分けてみると(表2)、副業では茶業・牧畜業・養蚕業・漁業が主なものである。このうち、

表1 土地構成（1907年末）

（単位：町，％）

地 目	反 別	比 率
田	187.7	6.0
畑	68.3	2.2
宅 地	17.0	0.5
山 林	2,005.1	64.3
保 安 林	820.7	26.3
原 野	20.9	0.7
合 計	3,119.7	100.0

出典：「農村調査 蛭川村」（岐阜県農会『岐阜県農会雑誌』20-5, 1908年5月）より作成。

表2 本業・副業別戸数（1914年）

（単位：戸）

種 類	本 業	副 業
農 作 業	403	26
園 芸 業	—	2
養 蚕 業	—	190
茶 業	—	403
林業・狩猟業	—	7
牧 畜 業	—	238
漁 業	—	160
工 業	32	47
商 業	34	95
公務・自由業	7	8
そ の 他	17	361
合 計	493	—

出典：『大正三年恵那郡蛭川村統計一覽表』より作成。

牧畜業（畜産）は主として馬の飼育（目的は厩肥のための柴草刈りと農閑期の駄賃取り）と養鶏，漁業は鯉の養殖や，川での天然の鰻や雑魚の漁獲であった⁶⁾。このように，農業を本業とし，多様な副業に従事するというのが，本村の農家の就業形態であった。

次に農業の基盤となる耕地の構成についてみよう（表3）。耕地は田畑合わ

表3 自作地・小作地別面積 (1914年)

(単位:町, %)

地目	自作地	小作地	合計
田	146.2 (67.7)	69.8 (32.3)	216.0 (100.0)
畑	59.6 (70.4)	25.0 (29.6)	84.6 (100.0)
合計	205.8 (68.5)	94.8 (31.5)	300.6 (100.0)

出典:表2と同じ。

表4 生産物価額 (1914年)

(単位:円, %)

種類	価額	比率
米	47,608	27.4
麦	13,515	7.8
雑穀蔬菜	7,454	4.3
蚕繭	58,260	33.6
蚕種	5,140	3.0
茶	1,132	0.7
鶏	933	0.5
用材	8,230	4.7
薪材	1,600	0.9
菌類	1,035	0.6
木炭	7,000	4.0
果実	662	0.4
工産物	20,911	12.1
合計	173,480	100.0

出典:『蛭川村村有林造林誌』(蛭川村役場, 1915年)より作成。

せて300町歩であり、農家1戸当り平均規模は約7反歩と極めて狭小である。小作地率は、田畑とも30%前後であり、地主・小作関係の展開度はそれほど高くない。このため、農家の構成は自作農188戸(43.8%)・自小作農111戸(25.9%)・小作農が130戸(30.3%)と、自作農が比較的厚い層をなして存在していた⁷⁾。なお、耕地のほとんどは本村居住者によって所有され、他町村居住者の所有地はごく僅かであった。

最後に表4により、蛭川村の生産物についてみておこう。耕種・養蚕関係で全生産額の7割を超え、なかでも米と繭で6割に達しており、本村の農業の基軸は「米+繭」であったことがわかる。工産物は、酒・木材製品・乾うどん・生糸・履物・漆器といった産物である。その他で重要なのは林産物であり、用材は松・檜・樅・栗を原木とし、薪材は松割木、菌類は松茸などであった。

以上のように、蛭川村では極めて限られた耕地で、「米+繭」を基軸とする零細な農業経営が行われ、それに畜産業・漁業・林業・商工業などの多様な形態の副業が加わることによって、農家の再生産が維持されていたのであった。そして、土地の大半をしめ、用材・薪炭・菌類などの林産物を産出する林野の有効利用は、村経済の発展にとってとりわけ重要な課題であった。

2. 村有林の形成

1) 歴史的な前提——平山（惣山）から共有林へ——

本章では、蛭川村の村有林の形成過程について、山林保全・育成・利用の関わる規定の変遷を軸に跡付けていく。

近世における蛭川村の山林は、平山（惣山）・持山に区分され、その他に藩直轄の御立山があった。平山は、藩が農民の共同管理にまかせた入会林であり、境界を定めて村々へ割当てられ、他村の平山へ入ることは禁じられた。持山は、本百姓の石高に応じて貸与されたものであり、主として田の肥料とする柴草採取に利用された。本村の林野は、極めて粗放な扱いに放任されていて、水源涵養的な禁伐林である御立山以外は、入会利用は比較的自由であった。

明治維新後、平山が村へ下渡されて村有林となったが、この村有林を石高によって個人所有に分割することを要求する惣山分割論が、主として石高の多い有力者層から起こった。しかし、こうした分割論は抑えられ、従来の本百姓だけに平山を1人3.3反ずつ分与することと引換えに、平山は共有林として維持されることになった。

かくして蛭川村は、以後この共有林の維持・保全に力を傾注していくことになる。そのために、1886年に村会で「山林取締申合規則」が制定された。これは、共有林の濫伐防止を目的とするものであり、全14条からなっていた。その主な内容は、① 共有山の入山・伐木には山林取締委員の許可が必要である、② 山林取締委員は伐木跡に苗木の植栽を行わせる、③ 山林取締委員は共有山林を調査して、必要な場合には伐木・苗木植栽を行わせる、④ 山林取締委員は毎年1月に山林の景況・伐木・苗木植栽などに関して、郡役所に報告し村内に告示する、であった。

このように「山林取締申合規則」は、共有林の荒廃を防止するために山林利用の規則を文書化したものであると同時に、調査・伐採・植栽による共有林経営の指針を示す規定でもあった⁸⁾。

2) 民有山林保護法規約・山林保護規則の制定

前述の「山林取締申合規則」に加えて、1889年に村会で「民有山林保護法規約」が制定され、同時に山林の濫伐防止のために、山守看守人12名・山守看守長1人が選任され山林取締りの任にあたることになった。同規約は、林木の伐採に際しては山守看守人への願書提出・認可を義務付けており、これに違反した場合には違約金の支払いを命じている。

この違約金については、「村有山林保護ニ付違約金規定」が制定され、許可のない伐採、枯枝・下草の採取、将来用木となる林木の濫伐などについて、詳細に違約金の金額が規定されている。こうして、山守看守人・看守長

の監督と罰則条項に担保されるかたちで、共有林の濫伐防止がはかられたのである。

さらに、「山林取締申合規則」は1898年に改正され、「山林保護規則」となった。同規則においては、特に山守看守人の職務権限が明確化されている。看守人は、森林に関わる一切を監視し、① 林野関連の諸規定違反者を発見・申告・告発する、② 営林のための手入れの期限・必要な人夫について役場へ報告し実施する、③ 山林保護のため村長へ建議を行う、という任務を負うことになった⁹⁾。

こうして段階的に強化されていった山林保全・育成策は、最終的に次節でみる「蛭川村有山林保護取締規定」の制定により、包括的な要綱として集大成をみることになるのであった。

3) 蛭川村有山林保護取締規定の制定

「蛭川村有山林保護取締規定」（史料1）は1910年に制定され、その施行に伴って「民有山林保護法規約」・「山林保護規則」は廃止された。「山林保護取締規定」は、次章でみる村有林造林計画の策定を踏まえて制定されたものであり、1952年に至るまで40年余にわたって存続し、文字通り蛭川村の山林保全策の包括的要綱として機能したのである。

同規定では、第二条において山林経営の実務を担う林業手・林業委員の設置が示されている。林業手・林業委員については、「林業手及林業委員設置並に職務規定」が制定され（1910年）、① 林業手（有給吏員）は1名・林業委員（名誉職として、本村公民で林業に経験ある者から選出）は5名とする、② 林業手・林業委員は村有林の経営・保護に従事し、造林に関わる職務（苗圃地の選定・樹苗の養成、植樹地の選定・植樹の手配、立木売却地の調査、林道の整備など）を行う、③ 林業手・林業委員は受持ち区域を巡回し、山林保護のための取締りに従事する、④ 林業手は実地の事業のほか、林業に関する諸般の事務を

蛭川村有山林保護取締規定

第一条 明治三十八年七月設定蛭川基本財産蓄積条例に依り村有林造林経営並に保護取締に関するものは総て此規定に依るものとす

第二条 事業監督山林保護取締の爲林業手一名林業委員若干名を置く其選任及職務に関する規定は別に之を定む

但時宜により林業技師請願巡查を置くことを得

第三条 村有山林の経営は総て村有林設計説明書の定むる所に抛り之を行ふものとす

第四条 植樹に要する樹苗の育成は植樹地に接近せる適當の場所に苗圃を設置し植樹地は毎年林業手及委員をして選定せしめ各林区共独立作業とし連年若しくは隔年に施業要領により植込をなすものとす

第五条 植樹予定地及其他の立木枯損木の売却に付ては毎年度に於て設計説明書に基き林業手及林業委員をして其個所を選定せしめ適当と認むる時期に於て蛭川村土地物件公売規則により村長之を公売するものとす

第六条 植樹すべき土地立木の伐採は其植込むべき年度の初期より少くも一ヶ月以前に伐採及取片付を終了せしむるものとす

第七条 伐採地より搬出すべき材料の運搬に必要な設備は村会の決議を経て之を行ふものとす

第八条 村有山林は村に於て作業し若しくは林木の公売をなしたる場合及左に掲ぐるもの、外一切伐採をなす事を得ず

[中略]

第九条 前条一及二により採取したるものは之を營業用の目的に供し又は他人に売却譲与することを得ず第二により採取せし林木の打出し梢木等は伐採せし翌年に於ては薪として採取する事を得

[中略]

第十九条 山林火災の場合に於ては村民は互に警報し必ず鎌鉞の類を携へ速に現場に駆け付け防火に勉むべし

第二十条 山林に於て虫害発生の場合には村長は適當の方法を講じ之が駆除予防を行ふべし

第二十一条 林業手及林業委員は常に其受持林区内を巡視し盜伐火災虫害等の予防に注意し且境界線の巡視を怠らざるを要す

第二十二条 下刈及枝打間伐其他の手入は設計説明書の示す処に従ひ之を行ふものとす

第二十三条 前各条項の規定に背きたるものにして法律規則の罰則に適合するものは村長に於て之を其筋に告発することあるべし

付 則

本規定は明治四十三年四月一日より之を施行す明治二十三年規定民有山林保護法規約並に明治三十一年改正山林保護規則は本規定施行の日より之を廃止す

出典：表4に同じ。

行う、といった諸点が定められた¹⁰⁾。

こうして山林の保護・育成は、村有林設計計画書に基いて、樹苗の育成—植樹—伐採—立木・枯損木の公売という林野経営の過程は、村長—林業手・林業委員のラインによって統括されることとなり、蛭川村の山林保全策は体系化をみるにいたった。そこで、こうした動きの背景にあった村有林の造林・経営計画について、次章でみることにしよう。

3. 村有林の造林・経営計画

1) 蛭川村造林条例の制定

蛭川村における人工造林は、1881年に蛭川村戸長・林唯平が尾張地方から杉苗100本を購入・植栽したことを嚆矢とする¹¹⁾。そして、1892年には杉苗9,300本が購入され、村民の賦役による植栽が行われ、その後も連年あるいは隔年に植樹が継続された。しかし、この段階の植林は計画的なものではなく、また村民の造林に対する意識も乏しかったため、手入れや保護も不十分で、見るべき成果を挙げることはできなかった。

こうしたなか、造林事業の重要性を自覚し、計画的・総合的な村有林育成策の必要を村当局・村内有力者に訴えたのが額額秋三郎であった¹²⁾。額額は、1891年から1902年にかけて遠州・吉野の林業視察を繰返し、村有林の造林計画樹立の必要性を説いたが、年々の造林費支出が困難であったため実現にはいたらなかった。

しかし、岐阜県において勸業課から山林課が独立し、公有林の造林計画の指導に当たることになったのを契機とし、1903年に村財政から造林経営費として年々300円を支出することが決定され、蛭川村の村有林造林は緒に付いたのである。こうして1904年に、本村の出願に対して県から技師が派遣

蛭川村造林条例

第一条 本村は基本財産造成の爲め本条例の規定に依り明治三十八年設定基本財産蓄積条例による造林事業を継承し明治四十五年度より三十二年間の継続事業として左記村有山林に造林をなすものとす。

〔表略〕

第二条 造林すべき反別は既植分百六十町歩を合せ合計八百町歩とし爾後毎年平均二十町歩宛の予定を以て造林設計書に基き杉扁柏を植栽するものとす、但村会の議決を経郡長の許可を得て継続年期を短縮することを得

第三条 造林経営に要する費用は造林地より生ずる収入を以て之に充て別紙継続年期支出法により支出し当該年度の支出額に残余を生じたる時は逐次翌年度へ繰越すものとす

第四条 前条による繰越金の額三百円以上に達したるときは造林経営費予備の爲め別途積立金として其造林完了後に於ける残余金は全部村基本財産蓄積金に編入するものとす

第五条 本条例による収支計算の要領は毎翌年度に於て之を村内に公告すべし

第六条 造林事業継続年限中の造林地管理方法は蛭川村山林保護取締規定に依るものとす

出典：表4に同じ。

され、造林のための調査・設計が行われることになった。

その際に大きな問題となったのは、第一に、造林を要する全面積が1,000町歩以上に及ぶため、年額300円の造林費では経費を賄えないこと、第二に、村有林の位置が全部落を包含するため、全山林を調査して数か所から造林しなければ村民の抵抗が予想されることであり、これも最終的には経費の問題に帰着する問題であった。そして、この経費問題の解決策として、県技師の提案により、全林地の天然林立木の売却代金により造林費を捻出することになった¹³⁾。

かくして、日露戦争の戦時記念事業として、1905年3月から村有林造林事業が着手されることになった。翌1906年12月に頼綱は村長に就任し、以後2期7か年にわたり事業の実行責任者となるのである。

さて、史料2は事業のために制定された「蛭川村造林条例」である。当

時の村有林の全面積は実測 1,595 町歩であり、これを 4 林区・12 班に分割し、各林区で連年または隔年に造林を行うことが造林事業の要であった。計画の委細は次節でみていくが、林地のうち 800 町歩は杉・檜（扁柏）の人工林造林のため、毎年 20 町歩の立木を伐採し、その跡地に 40 年間（ $20 \times 40 = 800$ ）植栽することが示されている（第二条）。また、毎年の造林経費は造林地の立木売却収入が充当され、繰越額が 300 円を超過する場合は別途積立金、造林完了後の残余金は村基本財産蓄積金として管理されることになっている（第三・四条）。そして、造林地の管理は前述の「蛭川村有山林保護取締規定」に基いて行われ（第六条）、この取締規定と造林条例が蛭川村有林経営の制度的枠組みとして機能することになるのである。

2) 造林・経営計画の策定

表 5 は、1905 年に策定された村有林の施業案である。前述のように、村有林は 4 林区（図 1）・12 班に分割され、各林区で連年または隔年で造林を行うこととされた。林地のうち 800 町歩は檜が人工造林されるため、毎年 20 町歩の立木伐採とその跡地への 40 年間の植栽が計画されている。第 I・第 III 林区は、毎年それぞれ 6 町歩・7 町歩ずつ、第 II・第 IV 林区は隔年で 7 町歩ずつ造林が行われることとされた。

その他の林地については、赤松の成樹林 374 町歩は毎年 1 町歩ずつ輪伐し、その跡地は若干の母樹を残して天然更新法により造林を行い、177 町歩は比較的虫害に強い黒松の単純林を造林し、130 町歩は赤松を主とする針葉樹・広葉樹混生林の天然造林地とすることとされた¹⁴⁾。こうして、開墾見込地・施業制限地を除く 1,481 町歩の村有林の造林計画が確定したのである。

次に造林方法を具体的にみていこう。まず、毎年の新植地は前年中に天然の雑木林を公売、あるいは村で製材用・薪炭用として利用し、無価値の雑

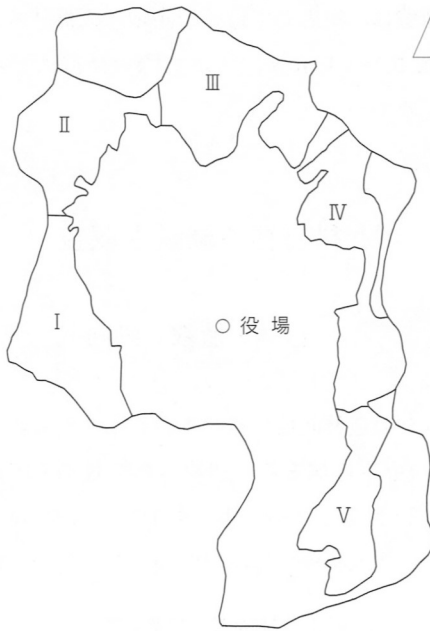
表5 村有林施業案 (1905年)

面積	台帳	2,854.2町歩	
	実測	1,595.1町歩	
施業地	赤松林	374町歩	
	黒松人工林造林	177町歩	
	檜人工林造林	800町歩	
	針広混淆林造林 (赤松を主とする)	130町歩	
	除地 (開墾見込地)	50町歩	
	施業制限地	18.5町歩	
	〔4区12林班に分割〕		
伐期令	檜	80年	
	松	45年	
植栽本数	1町歩3,000本		
造林予定	第I林区	実測面積	332.9町歩
		造林面積	200町歩
		毎年6町歩造林	
	第II林区	実測面積	270.2町歩
		造林面積	210町歩
		隔年7町歩造林	
	第III林区	実測面積	441.8町歩
		造林面積	300町歩
		毎年7町歩造林	
	第IV林区	実測面積	322.5町歩
		造林面積	90町歩
		隔年7町歩造林	
	〔毎年平均20町歩ずつ造林〕		

出典：『蛭川村村有林造林誌』（蛭川村役場，1915年），林野庁『山村経済実態調査書——公有林野篇第4号——（岐阜県恵那郡蛭川村）』（1954年度）より作成。

木は伐採し地拵を行。新植は3月下旬～4月に1町歩3,000本標準として行い，植栽人夫は村民を使う。苗木は，檜3年生のものを県苗圃から下付を受け¹⁵⁾，村有林地内の苗圃に1年間栽培し，翌春に健全強壮なものを選苗して使用する。新植地の下刈は，植栽の年から3か年間毎年1回ずつ，その

図1 村有林と林区



- 注：1) I～Vは林区。
2) Vは、苗木町と蛭川村の入会林であったが、1912年に分割整理し、蛭川村の村有林に編入。

後は隔年または3か年ごとに行う。蔓切は、植栽後9年目から毎年20町歩ずつ行う。洗伐は、1918年度から開始し、毎年20町歩ずつ行う。枝打は、1928年度から開始し、毎年20町歩ずつ行う¹⁶⁾。

従って、主たる造林経費は、① 苗木養成費、② 造林費に大別されることになる。では、これらはどのように見積もられていたのか。1町歩当りの経費標準をみると、苗木（檜）養成費は3.4円（床付費0.7円、除草・保護費0.7円、肥料代1円、開墾費1円）、造林費は第1年目が21.4円（整地費3円、苗木代3.4円、植付費12円、下刈費3円）であり、第2～5年目の下刈費合計10.2円を含めて5か年間で31.6円である。また、第9年目から蔓切費1.2円、1918年度

から洗伐費6円が加わる¹⁷⁾。

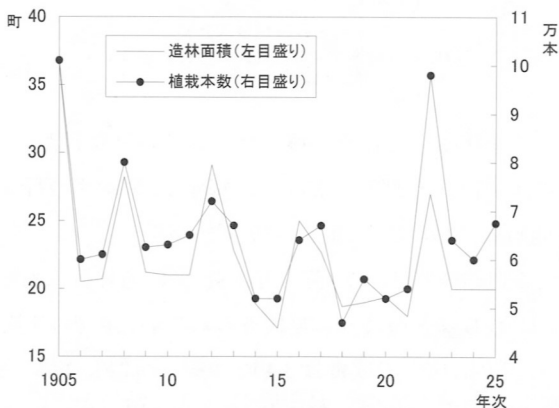
このような造林経費は、主として造林予定地・天然林の立木収入によって支弁することが予定されていたが、では実際の経営はどのように展開していったのか。次章でみていこう。

4. 村有林の経営と収益

1) 造林・植栽の動向

まず図2は、村有林の造林面積と植栽本数を示したものである。造林計画では、毎年20町歩の立木伐採とその跡地への植栽が予定されていたが、面積の実績をみると、20町歩を下回る年も若干あるものの、概ね20町歩を超過している。特に第1次大戦前では、1905年(36.5町歩)、08年(28.2町歩)、

図2 造林面積と植栽本数



出典：『蛭川村有林造林計画四十年完了記念誌』（1944年）、林野庁『山村経済実態調査書—公有林野篇第4号—（岐阜県恵那郡蛭川村）』（1954年度）より作成。

12年（29.1町歩）の3か年の面積が大きく、05年は造林事業の初年であったため、こうした結果になったと考えられる。

そして、面積の累計実績は、1912年に188.2町歩、事業開始から15年目に当たる19年には340.5町歩を数え、全予定面積800町歩の4割強の造林を達成した。また、植栽本数の動向も、造林面積とほぼ同様の傾向を示しており、1905～09年には檜、10年には檜・杉・栗、11・12年には檜・杉・樺が植栽され、13年以降は檜・杉が植栽された¹⁸⁾。

このように、初期の造林事業はきわめて順調に推移し、当初の予定を上回る実績をあげていた。次に、事業の経費と収入についてみよう。

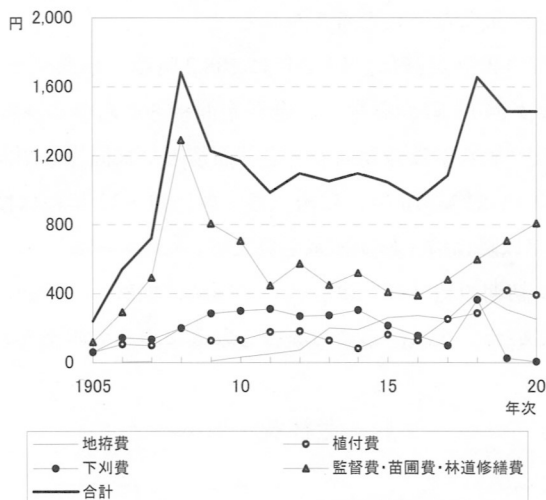
2) 造林費と収入

図3により造林費の総額の推移をみると、1905年から08年にかけて200円台から1,600円台に急激に上昇し、その後はほぼ1,000円前後の水準で推移し、第1次大戦期の16年から再び上昇している。ただし、戦時インフレーションにより、1916年から20年にかけて卸売物価指数が2.2倍上昇していることを考慮すれば、大戦期の造林費は実質的には減少傾向を示していたとみてよからう。従って、造林費の大局的な動向は、1905年から08年にかけて急激に増加し、その後はほぼ一定の額で推移し、大戦期においては物価変動の影響を除去すれば減少をたどった、といえる。

造林費のうち、植付費・下刈費はそれぞれ累年同程度の水準で推移し、地拵費は1910年代に入るとしだいに増加していく。一貫して最多なのは監督費・苗圃費・林道修繕費として計上される費目であり、特に1908年の急増は林道修繕費の増加によるものだった¹⁹⁾。このように、造林費は村有林経営のための実物投資と、人夫賃・俸給・報酬などの人件費からなっていた。

前述のように、造林費には造林すべき林地の立木販売収入が年々充当され、その残額は村財産に繰入れられることになっていた。図4は、その収入

図3 造林費



出典：図2に同じ。

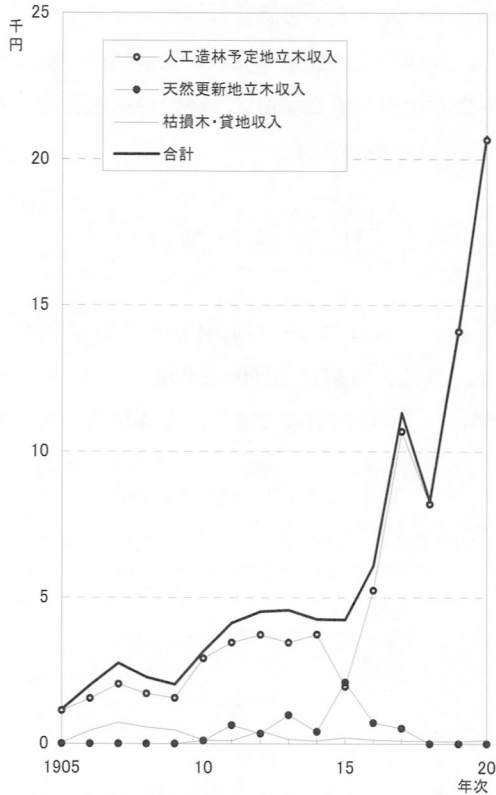
注：地拵費・植付費・下刈費は人夫賃，監督費は林業手の俸給・出張手当や林業委員の報酬・出張手当など，苗圃費は肥料代・借地料・人夫費など。

の動向である。収入のほとんどは人工造林予定地の立木収入がしめ，その他天然更新地の立木収入と枯損木・貸地収入が加わる構成になっている。伐木を種類別にみると，収入金額が比較的大きいものは，松・樅・薪炭林などであった²⁰⁾。

松・樅の多くは村内製材工場により各種の板材・建築・土木用材に加工・移出され，また，松は窯業地帯である多治見・瀬戸の陶磁器製造用燃料としても移出された。雑木のうち，栗の良材は土台・屋根板とされ，その他の雑木（劣等木）は製炭（黒炭）原料として村内の製造者に需要され，その製品は郡内大井町や名古屋方面に移出された²¹⁾。そして，こうした村外移出の拡大には，1902年の中央線開通が大きく寄与した。

このように立木は，用材・薪炭材として加工・販売されていたのであり，この点からみて蛭川村の村有林経営は，産業革命の進展を背景とする当

図4 立木販売収入



出典：図2に同じ。

該期の窯業や土木・建設業の発展，鉄道の敷設と密接に関連していたのである。

特徴的なのは，第1次大戦期における収入の急激な増加であり，名目値で4倍，物価上昇を割引いた実質値でも2倍近い増加を示している。これは，いうまでもなく戦時インフレによる用材・木炭・薪価格の上昇²²⁾によってもたらされたものだった。

このように，戦時インフレは立木販売収入の急増に寄与したのであり，蛭

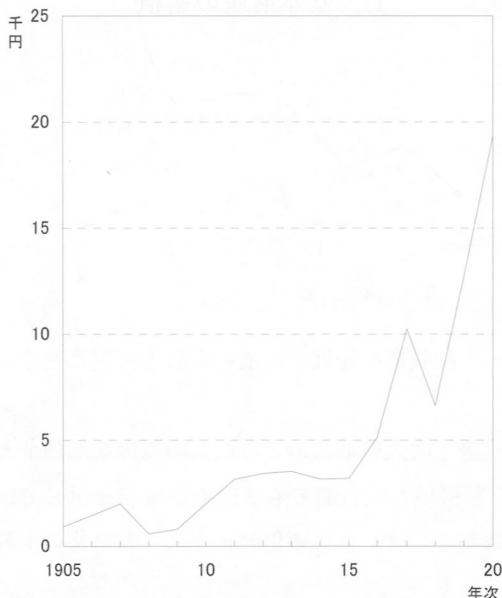
川村の村有林経営は大戦景気から多大な恩恵を受けることにより、造林事業を順調に軌道に乗せていくことが可能になったのであった。

なお村有林の収入には、これら立木収入の他に林産物収入があり、なかでも菌類、すなわち松茸を主とする茸類は、林野の副産物収入源として重要な経済資源となっていた（前掲表5）。

3) 収益の動向

以上の検討を前提に、図5により村有林経営の収益（立木販売収入－造林費）をみていこう。事業の当初は1,000～2,000円のレベルを上下していたが、1900年代後半には3,000円前後に達し、さらに第1次大戦末期から戦後

図5 立木収入と造林費の差額



出典：図3・4より作成。

にかけての増加が顕著である。物価上昇率を考慮しても、1900年代後半から20年にかけて、収益は実質3倍程度の増加をみたといえよう。

これは、前述のように、造林費の増加をはるかに凌駕する立木販売収入の急増によって実現されたのであった。この膨大な収益について、剰余繰越金300円を超過するものは別途積立金に、造林完了後の残余金は村基本財産蓄積金として管理されることになっていた（前掲史料2）。では、村有林の収益は、蛭川村という行政村の財政運営にどのような特質を刻印したのだろうか。次章で検討を加えよう。

5. 村有林経営と行政村の財政

1) 基本財産の蓄積

本章では、村有林経営が蛭川村の運営に付与した特質について、村の基本財産蓄積と財政収支の2点からみていく。まず表6により、基本財産の特徴

表6 村有財産

種	類	1914年度	1925年度
土地(反)	田	2.120	—
	畑	0.812	0.523
	宅地	0.307	1.600
	山林	8,025.104	8,146.628
	原野	2,515.000	4,025.000
	保安林	1,507.512	1,457.921
金員(円)	有価証券	3,650.000	410.000
	株券	1,000.000	650.000
	郵便貯金・銀行預金	692.720	47.360
	現金	0.006	0.483
	計	5,342.726	1,107.843

出典：『蛭川村村有林造林誌』（蛭川村役場，1915年），
蛭川村『蛭川村概況』（1926年）より作成。

について検討しよう。

土地については、人工造林地 800 町歩余をはじめとして、原野・保安林を加え 1914 年度で合計 1,200 町歩余、25 年度には主に原野の増加により合計 1,360 町歩余に達している。蛭川村の土地財産の大半は、こうした村有林野からなっていた。

金員については、1914 年度には有価証券・株券に預貯金が加わり合計 5,340 円余を数えている。前述のように、村有林の造林完了までは、収益の剰余繰越金のうち 300 円を超過する場合は別途積立金として管理されることになっていたが、現実には収益の一部が逐次基本財産に繰入れられたと考えられる。そして、1911 年度から 33 年間、基本財産から生ずる財産収入の一部、費途の指定のない寄付金、村一般会計から毎年度 400 円以上を基本財産に蓄積することが決められた²³⁾。

このように蛭川村の基本財産は、人工造林地を主とする村有林野と、有価証券・株券・預貯金から構成され、毎年度の基本財産造成が計画されていた。なお、1914 年度から 25 年度にかけて金員額が激減しているが、この期間について基本財産の動向を示すデータを欠くため、原因を明らかにしえない。ただこの間、総工費 78,580 円によって村営電気事業のための工事が施工されたため (1923 年竣工)、この工費の一部に支弁された可能性が考えられる²⁴⁾。

2) 財政収支の特徴

表 7 は、村有林事業の開始から 9 年目に当る 1913 年度の一般会計の財政収支である。歳入額のうち、財産収入が最多で 4 割をしめ、次いで多いのが村税であり、基本財産が生み出す果実が極めて大きなウエイトをしめていたことがわかる。このように蛭川村の歳入は、財産収入と村税で全体の約 7 割を調達し、とりわけ多額の財産収入によって歳入を安定的に確保することが

表7 財政収支（1913年度）

(単位：円，%)

歳 入	歳 出
村 税	役 場 費
財 産 収 入	会 議 費
繰 越 金	土 木 費
国 庫 交 付 金	教 育 費
県 交 付 金	衛 生 費
寄 付 金	救 助 費
県 費 補 助 金	造 林 費
郡 費 補 助 金	勸 業 費
そ の 他	諸 税 ・ 負 担
	基本財産造成費
	財 産 費
	そ の 他
合 計	合 計

出典：『大正三年恵那郡蛭川村統計一覧表』より作成。

可能となったのである。この意味で、村有基本財産の蓄積は、行政村の歳入安定化の原資として機能したのであった。

次に歳出額については、教育費が最多で、その他比較的ウエイトの高いものは土木費・役場費・基本財産造成費・造林費といった費目である。このように蛭川村の主要な歳出は、土木・教育分野に最重点が置かれ、そして一般行政・村有林経営・基本財産蓄積のための経費が加わるという基本的構成をとっており、これは第一期（1906年12月～13年3月）の額額村政下で形づくられたものだった。

この額額村政下において、村役場庁舎の建設（1907年）、蛭川村と大井町を隔てる木曾川への東雲橋の架橋（1909年）、村内諸街道の改修、小学校構内での済美図書館（村立図書館）の建設（1910年）、小学校南舎の新築（1912年）、隔離病舎の建設（1912年）などの事業が矢継ぎ早に実施された。

また、額額村政以前から度々行われた小学校の増改築によって、初等教育の施設が整備されるとともに、学校基本財産の蓄積がはかられた²⁵⁾。他方、

1909年には農業補習学校（03年に小学校に付設）に女子部が併置、翌10年には農業実習地が設置され、補習教育の拡充も進められていく²⁶⁾。とりわけ重要なのは、蛭川村においては小学校が村民教化のための中核機関と位置づけられ²⁷⁾、教育費の重点投入は農村の社会統合を担保するものとして自覚的に行われたことである。

このように、土木事業・小学校教育は瀬瀬村政下の財政投入の二大重点分野だったのであるが、前者は村内の社会資本の拡充を通じて、後者は村民教化の機関として、いずれも農村統合の枢要としての機能を期待されていた。そして注目すべきは、単年度の財政収支において、土木費と教育費の合計が財産収入とほぼ同額であり（表7）、両者の支出は基本的に財産収入によって賄われたことである²⁸⁾。

以上のように、蛭川村において、村有林経営の発展→基本財産の蓄積→財産収入の確保→土木事業・教育分野への重点的財政投入、という連関が実質的に確立したのが1910年前後の瀬瀬村政下だったのであり、当該期は行政村としての蛭川村の確立期であったといえよう。

おわりに

本稿の課題は、「模範村」蛭川村の存立の経済的基礎を明らかにすることであった。そして、これまでの分析により、村有林経営の発展→基本財産の蓄積→財産収入の確保→土木事業・教育分野への重点的財政投入→社会資本の拡充と村民教化を媒介とする村政への同意調達、という連関が農村統合の基本的回路として確立したのが1910年前後であり、この時期こそが行政村としての蛭川村、すなわち「模範村」蛭川村の確立期であったことを示した。

では、「模範村」存立の基礎となった村有林経営の発展の契機を、どこに求めるべきであろうか。

第1に、土地の大半が林野でしめられ、豊富な山林資源が存在したという自然的・地勢的契機をあげなければならず、これなしではそもそも村有林経営は不可能であった。

そして第2に、造林計画の策定に至るまで、村政担当層が山林資源の保全・育成・利用に向けて強力なリーダーシップを発揮したという人的契機であり、特に瀨瀬秋三郎の役割は特筆すべきものであった。

しかし、こうしたリーダーシップの存在を可能にしたのは、① 蛭川村の林野が平山（惣山）から村有林へと基本的に共有林野として維持され、林野所有をめぐる階層間対立が発生する要因がなかったことと、② 同村が藩政下から近代初期の地方制度改革、町村制施行を経る過程で、町村合併とそれに伴う林野の統合問題に遭遇することなく、一貫してほぼ同一領域の単独村として林野行政を推進することができた、という2点にわたる社会的・歴史的条件があったからであり、これらが第3の契機であった。

さらに第4に、村有林経営の収益は、立木の用材・薪炭材への加工と、その輸送・販売によって実現されたのであり、この点からみて蛭川村の村有林経営は、日本の産業革命の進展を背景とする当該期の窯業や土木・建設業の発展、鉄道の敷設と密接に関連していたのである。また、後の第1次大戦期のブームによる用材・薪炭価格の急上昇が、収益の著増に裨益した事実も逸することはできない。この意味で、村有林経営を不可欠の構成要素として存立した「模範村」蛭川村は、確立期日本資本主義に固有の地方行政組織として定置されたといえよう。

〔注〕

- 1) 同書 338～349 頁。
- 2) 同書第一章。ただし同書は、部落有林野統一と村有林経営の意義について、
① 荒廃した入会地の秣供給地化、② 砂防林としての利用、③ 山林原野をめぐる行政村と集落（部落）の新たな関係の構築、④ 林野統一の実現過程での新しいリーダーの創出、の4点を指摘している。
- 3) 蛭川村の事績に言及した当代の著書・刊行物は少なくないが、その一例に石田傳

吉「第三編 蛭川村の治蹟」（同『報徳叢書第四卷 模範自治町村（下巻）』隆文館、1910年）がある。同村は、優良自治団体として、国・県などから度々表彰された（蛭川村史編纂委員会『蛭川村史』1974年、534～537頁）。なお本論で示すように、蛭川村は藩政期以来一貫して単独村として存続し、町村合併を経験しなかったため、部落有林野の統一問題が生じなかったという特殊歴史的な条件を有していた。このため本稿では、部落有林野統一問題は分析対象とならない。

- 4) 以上、前掲『蛭川村史』427～433頁などによる。
- 5) 『蛭川村村有林造林誌』（蛭川村役場、1915年）。
- 6) 前掲『蛭川村史』680～687頁。
- 7) 『大正三年恵那郡蛭川村統計一覧表』。
- 8) 以上、前掲『蛭川村史』659～662頁、前掲『蛭川村村有林造林誌』などによる。
- 9) 前掲『蛭川村村有林造林誌』。
- 10) 同上。
- 11) 林唯平は1832年生まれで、73年に戸長に就任、村有林の保護に尽力し、前述の「山林取締申合規則」を制定するとともに、山守看守長を長年務めた（『蛭川村有林造林計画四十年完了記念誌』1944年、などによる）。
- 12) 額綱秋三郎は1873年生まれで、92年に蛭川村学務委員に就任して以来、収入役・村議などを歴任し、1906年12月～13年3月、21年4月～23年8月、23年10月～27年7月に村長を務めた（『蛭川村勢一般説明書』1932年、前掲『蛭川村史』434～436頁）。額綱家は寛政期より酒造業を営んでいた（同家については額綱直祐『大津屋額綱家譜・沿革史』1989年、参照）。
- 13) 以上、前掲『蛭川村村有林造林誌』、林野庁『山村経済実態調査書——公有林野篇第4号——（岐阜県恵那郡蛭川村）』（1954年度）などによる。
- 14) 同上。
- 15) 1916年に県苗圃が廃止されることになり、15年から播種苗圃が林地内に設けられた。
- 16) 前掲『蛭川村村有林造林誌』。
- 17) 同上。なお、県苗圃廃止以後は苗木養成費に樹苗代9円が加わる。
- 18) 前掲『蛭川村村有林造林誌』。
- 19) 前掲『蛭川村有林造林計画四十年完了記念誌』。
- 20) 林野庁前掲書。
- 21) 蛭川村『蛭川村概況』（1926年）。
- 22) 1916年から20年にかけて、用材・木炭・薪の卸売物価指数は、それぞれ3.5倍・3.4倍・2.9倍に上昇している（『長期経済統計9 農林業』東洋経済新報社、1966年、234頁）。

- 23) 内務省地方局『優良村蛭川』（1913年）。
- 24) 総工費のうち、48,580円は村費、残余は村債発行によって調達された（前掲『蛭川村概況』）。
- 25) 学校基本財産は、1914年時点で預金348円・有価証券7,690円・株券900円の合計8,938円であった（前掲『大正三年恵那郡蛭川村統計一覧表』）。
- 26) 内務省地方局前掲書。
- 27) 前掲「第三編 蛭川村の治蹟」9～13頁。
- 28) 同上6頁。